

地震保険料控除制度について

地震保険料控除制度の概要

控除の対象となる契約・保険料

ご契約者さまご自身、もしくはご契約者さまと生計を共にされる配偶者・その他の親族が所有し、常時住宅として使用されている建物および家財を保険の対象とする地震保険契約の保険料が地震保険料控除制度の対象となります。

地震保険は火災保険にセットしてご契約いただきますが、地震保険料控除制度の対象となるのはこのうち地震保険にかかる保険料です。

〔併用住宅の取扱い〕

上記に該当するケースで、ご契約の建物が住宅とそれ以外の用途に使用されている（併用住宅）場合は、次の算式によって計算した額が控除の対象となります。

ただし、居住の用に供している部分が建物全体の総床面積の概ね90%以上の場合には、お支払いいただいた地震保険料の全額を控除対象とすることができます。

$$\text{建物の地震保険料の合計額} \times \frac{\text{居住の用に供している部分の床面積}}{\text{建物全体の総床面積}}$$

控除額および控除限度額

税区分	払込保険料	控除額
所得税 (国税)	50,000円以下	払込保険料の全額
	50,000円超	50,000円
個人住民税 (地方税)	50,000円以下	払込保険料の1/2
	50,000円超	25,000円